

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成23年5月11日

【会社名】 セコム株式会社

【英訳名】 SECOM CO., LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 前田 修司

【本店の所在の場所】 東京都渋谷区神宮前一丁目5番1号

【電話番号】 03(5775)8100(代表)

【事務連絡者氏名】 常務取締役 桑原 勝久

【最寄りの連絡場所】 東京都渋谷区神宮前一丁目5番1号

【電話番号】 03(5775)8100(代表)

【事務連絡者氏名】 常務取締役 桑原 勝久

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)  
株式会社大阪証券取引所  
(大阪府中央区北浜一丁目8番16号)  
セコム株式会社 大阪本部  
(大阪府中央区北浜二丁目5番22号)  
セコム株式会社 神奈川本部  
(横浜市西区北幸二丁目10番39号)  
セコム株式会社 中部本部  
(名古屋市東区主税町二丁目9番地)  
セコム株式会社 兵庫本部  
(神戸市中央区栄町通二丁目5番1号)  
セコム株式会社 東関東本部  
(千葉県美浜区新港14番地2)  
セコム株式会社 西関東本部  
(さいたま市大宮区土手町二丁目15番1号)

## 1 【提出理由】

当社は、平成23年5月11日開催の取締役会において、当社を吸収合併存続会社とし、当社の特定子会社かつ連結子会社であるセコムテクノサービス株式会社（以下「セコムテクノ」といい、当社と併せて「両社」といい）を吸収合併消滅会社とする吸収合併（以下「本合併」といい）を行うことを決議し、同日付で平成23年7月1日を効力発生日とする合併契約書を締結いたしましたので、金融商品取引法（以下「法」といい）第24条の5第4項並びに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第1項並びに第2項第3号及び第7号の3の規定に基づき、臨時報告書を提出するものであります。

## 2 【報告内容】

・特定子会社の異動に関する事項（企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号に基づく報告）

### (1) 当該異動に係る特定子会社の名称、住所、代表者の氏名、資本金の額及び事業の内容

名称	セコムテクノサービス株式会社
住所	東京都中野区弥生町五丁目6番11号
代表者の氏名	代表取締役社長 坂本 正治
資本金の額	2,357百万円
事業の内容	オンライン・セキュリティシステム工事の施工と建物設備のメンテナンス、各種建築設備に関する設計から施工・維持管理、マンションセキュリティシステムの販売及び施工

### (2) 当該異動の前後における当社の所有に係る当該特定子会社の議決権の数及び当該特定子会社の総株主等の議決権に対する割合

異動の前後	異動前	異動後
当社の所有に係る当該特定子会社の議決権の数	25,218個	- 個 (本合併により消滅)
当該特定子会社の総株主等の議決権に対する割合	97.12% (注)	- % (本合併により消滅)

(注) 当社が保有する当該特定子会社の普通株式に係る議決権の数25,218個が、当該特定子会社の総株主等の議決権の数25,965個に占める割合として計算しております。また、当該特定子会社の総株主等の議決権の数は、当該特定子会社が平成23年2月10日に提出した第43期第3四半期報告書に記載された平成22年12月31日現在の当該特定子会社の普通株式の発行済株式総数(12,987,000株)から、同四半期報告書に記載された平成22年9月30日現在の当該特定子会社が保有する自己株式数(4,202株)を控除した株数(12,982,798株)に係る議決権の数としております。なお、小数点以下第三位を四捨五入しております。

(3) 当該異動の理由及びその年月日

異動の理由

当社が、当社の特定子会社であるセコムテクノを吸収合併し、当該特定子会社であるセコムテクノが消滅することによるものです。

異動の年月日

平成23年7月1日（本合併の効力発生日（予定））

・吸収合併に関する事項（企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第7号の3に基づく報告）

(1) 当該吸収合併の相手会社についての事項

商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容

商号	セコムテクノサービス株式会社
本店の所在地	東京都中野区弥生町五丁目6番11号
代表者の氏名	代表取締役社長 坂本 正治
資本金の額	2,357百万円
純資産の額	35,397百万円（連結）（平成23年3月31日現在） 34,006百万円（単体）（平成23年3月31日現在）
総資産の額	44,554百万円（連結）（平成23年3月31日現在） 42,184百万円（単体）（平成23年3月31日現在）
事業の内容	オンライン・セキュリティシステム工事の施工と建物設備のメンテナンス、各種建築設備に関する設計から施工・維持管理、マンションセキュリティシステムの販売及び施工

(注) 純資産の額（連結・単体）及び総資産の額（連結・単体）の各数値は、いずれも法第193条の2に基づく監査法人の監査を受ける前のものです。

最近三年間に終了した各事業年度の売上高、営業利益、経常利益及び純利益

(連結)

(単位：百万円)

決算期	平成21年3月期	平成22年3月期	平成23年3月期
売上高	67,894	63,005	63,155
営業利益	5,205	3,694	3,789
経常利益	5,353	3,900	4,226
純利益	3,095	2,228	2,450

(注) 平成23年3月期における売上高、営業利益、経常利益及び純利益の各数値は、いずれも法第193条の2に基づく監査法人の監査を受ける前のものです。

(単体) (単位：百万円)

決算期	平成21年3月期	平成22年3月期	平成23年3月期
売上高	60,572	56,448	57,221
営業利益	4,766	3,315	3,571
経常利益	4,937	3,607	3,818
純利益	2,866	2,103	2,160

(注) 平成23年3月期における売上高、営業利益、経常利益及び純利益の各数値は、いずれも法第193条の2に基づく監査法人の監査を受ける前のものです。

大株主の氏名又は名称及び発行済株式の総数に占める大株主の持株数の割合

名称	発行済株式の総数に占める 持株数の割合(%)
セコム株式会社	67.76
ビービーエイチフォーフィデリティロープライスストックファンド(常任代理人 株式会社三菱東京UFJ銀行)	9.99
セコムテクノサービス従業員持株会	2.08
セコムテクノサービス取引先持株会	1.49
ノーザントラストカンパニー(エイプイエフシー)サブアカウントブリテイツシユクライアント(常任代理人 香港上海銀行東京支店)	1.36
ゴールドマン・サックス・アンド・カンパニーレギュラーアカウント(常任代理人 ゴールドマン・サックス証券株式会社)	1.15
野田智史	0.39
CBNY-DFA INVESTMENT TRUST COMPANY-JAPANESE SMALL COMPANY SERIES(常任代理人 シティバンク銀行株式会社)	0.28
シーエムビーエル, エスエーリ. ミューチャルフンド(常任代理人 株式会社みずほコーポレート銀行決済営業部)	0.27
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	0.23

(注1) 上記は、平成22年9月30日現在の株主の状況です。

(注2) 平成23年2月9日から平成23年3月24日まで当社が実施したセコムテクノの普通株式に対する公開買付け(以下「本公開買付け」といいます。)により、セコムテクノの発行済株式の総数に占める当社の持株数の割合は、本書提出日現在97.09%となっております。

提出会社との間の資本関係、人的関係及び取引関係

資本関係	当社は、セコムテクノの発行済株式数の97.09%を保有し、セコムテクノを連結子会社としております。
人的関係	下記の者は、当社とセコムテクノの役職を兼任しております。 当社顧問 中野 睦人（セコムテクノ監査役） 当社顧問 小野 晃司（セコムテクノ監査役） また、当社の従業員64名がセコムテクノへ出向し、セコムテクノの従業員16名が当社へ出向しております。
取引関係	当社は、セコムテクノより、オンライン・セキュリティサービスの構築に係る取付工事、建物・設備全般の保守点検、維持管理及びその他保全に係るサービスを受けているほか、マンションセキュリティシステム等の安全商品をセコムテクノに販売しております。

(2) 当該吸収合併の目的

当社は、平成23年2月8日付「上場子会社であるセコムテクノサービス株式会社の株式に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」（以下「公開買付けプレスリリース」といいます。）に記載のとおり、セコムテクノとの経営統合を企図し、本公開買付けを実施いたしました。その結果、本書提出日現在、当社はセコムテクノの普通株式12,609,471株（セコムテクノの発行済株式総数に占める保有割合で97.09%、議決権割合で97.12%）を保有しております。

公開買付けプレスリリースに記載のとおり、当社は、本公開買付け後に、当社を吸収合併存続会社、セコムテクノを吸収合併消滅会社とする吸収合併を行うことを企図しておりましたが、仮に本公開買付けの決済後のセコムテクノにおける米国人株主の保有割合（米国1933年証券法（Securities Act of 1933、以下「米国証券法」といいます。）に従い算定されます。以下同じ。）が10%を超え、当該合併の実施により当社に米国証券法に基づく登録届出書提出義務が発生する場合には、当社は、本公開買付けの直後には当該合併を実施せずに、セコムテクノの普通株式に全部取得条項を付した上、当該株式の全部取得と引換えに別個の種類セコムテクノ株式を交付する方法によりセコムテクノを完全子会社とした上で、当社を吸収合併存続会社、セコムテクノを吸収合併消滅会社とする吸収合併を行うことを企図しておりました。

本公開買付けの結果、平成23年3月31日現在のセコムテクノにおける米国人株主の保有割合が10%を超えなかったため、両社は、当初の予定どおり、本公開買付け後に本合併を行うことといたしました。

当社とセコムテクノの経営統合の目的につきましては、公開買付けプレスリリース及びセコムテクノ公表の平成23年2月8日付「支配株主であるセコム株式会社による当社株式に対する公開買付けの実施及び応募推奨に関する意見表明のお知らせ」に記載のとおりですが、具体的な内容は以下のとおりです。

当社は、昭和37年の創業以来、日本で初めてのセキュリティサービス会社として、日々変化する社会の幅広いニーズに素早く対応することで「安全・安心」を提供してまいりました。昭和41年にオンライン・セキュリティシステムの開発を皮切りに、昭和56年に家庭向けのオンライン・セキュリティシステム、平成13年には屋外用携帯緊急通報システム「ココセコム」など、時代のニーズにいち早く対応したシステムを開発し、提供してきました。当社グループは、より「安全・安心」で、より便利で、より快適な暮らしを社会に提供できるようにセキュリティサービスを中核に据え、その事業領域を、防災、メディカルサービス、保険、地理情報サービス、不動産開発・販売、情報通信・その他へと拡大してきました。このような事業の各種サービスを複合的に組み合わせることで、当社グループ独自のサービスを開発・提供し、「いつでも、どこでも、誰もが安全・安心に暮らせる社会」を実現する「社会システム産業」の構築を目指しています。

また、当社グループは、平成22年11月に、「ALL SECOM」を宣言しました。「当社グループ総力のさらなる結集」を基本メッセージとし、展開するさまざまな事業間の連携を今まで以上に進めることで当社グループの力を最大限に発揮することを目的として、社員一人一人が積極的に取り組んでいます。

一方、セコムテクノは、昭和45年に当社のオンライン・セキュリティシステムの構築に係る取付工事の請負を目的として、当社から分離独立し、子会社として設立されました。セコムテクノは、当社と共通の基本理念のもと、オンライン・セキュリティシステムの構築に係る取付工事の施工と建物設備のメンテナンスを柱に、建築設備工事やエンジニアリング、マンションセキュリティシステム、安全商品・損害保険の販売なども行い、ビルや家庭の「安全・安心」を支えています。セコムテクノは、事業の更なる拡充を目的とした経営改革の過程で資金の確保とともに、社会的信用や知名度の向上、広範囲の優れた人材の確保、社員のモラル向上を図るため、平成11年に株式上場を果たし、現在もセコムテクノ株式は株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）市場第二部に上場しています。

現在、セコムテクノは以下のサービス・商品をお客様に提供しています。

オンライン・セキュリティシステム工事の施工：家庭、店舗などの幅広い当社商品群のシステム構築に係る取付工事

ビルメンテナンス：建物の安全管理を柱としたビルメンテナンスサービスを提供

ファシリティマネジメント：建物設備の情報を、統合管理するサービスを提供

建築設備工事：新築ビルへの各種設備の設置及び既存設備のリニューアルなどの要望に対応

エンジニアリング：産業系設備に特化し、自然環境に配慮した製造環境をサポート

テクノ・オンコールセンター：夜間、休日でも設備の故障や修理を受け付けるオンコールセンターを運営

マンションセキュリティシステムの販売：マンションセキュリティシステムの販売・施工

安全商品・損害保険：当社グループの開発による各種の防犯・防災商品、損害保険の取扱い

当社グループの中心的なサービスであるオンライン・セキュリティサービスの仕組みは、契約先の建物等に侵入・火災・設備異常などを受信するセンサーなどの各種セキュリティ機器を設置し、通信回線を利用して当社のコントロールセンターと結び、コントロールセンターの管制員が24時間365日監視するものです。そして、契約先に異常が発生した場合、その情報がコントロールセンターに送信され、管制員がその内容を確認し、最寄りの緊急発進拠点の緊急対処員に急行を指示して、緊急対処員が適切な処置を行います。また、必要に応じて警察や消防などへも通報します。当社グループでは、セキュリティシステムの研究・開発から、機器の製造、販売、セキュリティプランニング、設置工事、24時間監視、緊急対処、変更工事（機器の交換、追加、撤去工事）、機器のメンテナンスに至るまで当社グループで一貫して行う体制を整えています。

当社グループがオンライン・セキュリティサービスを提供するにあたり、セコムテクノは、オンライン・セキュリティシステムの構築に係る取付工事及び変更工事を担当しているため、施工後のオンライン・セキュリティサービスの品質維持に重要な役割を担っています。セコムテクノは、工法や施工技術等が全国均一で良質になるよう品質の向上に努めるとともに、施工・業務管理の効率化、管理コストの低減に努めてまいりました。また、ビルメンテナンス事業分野（建物設備の保守点検及び修繕工事業）においては、消防設備、空調設備、エレベーターといった建物設備の保守点検及び修繕工事業を発展させ、業容の拡大に努めてまいりました。平成22年度の運営方針として、セコムテクノは「新生テクノ改革宣言！」をスローガンに掲げ、組織改革と意識改革を進めています。施策のひとつとして、セコムテクノの本社組織をこれまでの事業別の組織から、「営業」「業務」「管理」を骨格に据えた機能型組織としたことで、特に上記の建物設備の保守点検及び修繕工事業についての「営業」力を強化することでセコムテクノの「攻め」の意識を高めるとともに、「業務」「管理」がお客様とセコムテクノ自体の「守り」の役割を担うこととし、それぞれの組織の役割と考え方を明確にしました。このほか、各事業部門の管理・業務などを集約し、効率化を図り、さらに支社組織においては、当社各本部に対応した組織を基本として、当社グループの営業力も十分に活かし、当社グループとの相乗効果を高められるよう組織を編成いたしました。また、「ALL SECOM」の主旨に則り、今まで以上に高品質の業務・サービスを提供することで、社会やお客様から高い信用と信頼を得て業容の拡大につなげていくことを目指しております。

上記のように、当社及びセコムテクノは、グループとして経営戦略を共有し、さまざまな施策を行ってまいりましたが、変化の激しい今日の社会においては、「安全・安心」に対する社会的需要がより一層高まるとともに、その内容も多様化・高度化しています。社会動向、犯罪動向、新技術、社会インフラなど、社会のさまざまな要素の変化により、お客様が求める「安全・安心」は常に変化しており、それに伴い、セキュリティサービス市場も常に変化を続けながらもその「安全・安心」に対する社会的需要から市場規模は拡大し続けていると、両社は認識しています。また、環境をキーワードとした、建物建築、設備、周辺の技術革新とこれらに対応できる新しいサービスの提供が、当社グループに求められていると考えております。さらに、「ALL SECOM」の具体的対応として、グループ会社の構成についても、その会社の存在する意義、設立の経緯を考慮しながら見直しを行い、経営資源の最適な配分を図り、お客様にとって最良のサービスを提供できるようにしていくことを考えております。かかる社会の急激な変化に対応し、かつ当社グループの経営資源の最適な配分を図るためには、従来のように警備部門、設置工事部門及び設備メンテナンス部門がそれぞれ独立した部門として存在するよりも、研究・開発から各サービス提供まで一貫した意思決定及び総合的な事業展開を行うことができる体制の構築が必要であると考えております。

こうした中で、当社及びセコムテクノは、平成22年12月頃から当社グループの更なる企業価値向上を目的とした諸施策について協議・検討を重ねてまいりました。また、本公開買付け後も詳細な協議・検討を重ねた結果、当社及びセコムテクノは、本合併を通じて経営統合することにより、相乗効果の最大化を実現し、「社会システム産業」の確立に向けた取り組みを加速していくことが、セコムテクノの企業価値拡大のみならず、当社グループ全体の企業価値拡大のために非常に有益であるとの結論に至りました。また、セコムテクノとしましても、本合併は以下の点において相乗効果が見込まれるため、戦略的意義が十分にあると考えています。

当社の開発部門（開発センター）、工事についてのフィールド担当部門（システム技術部）及びセコムテクノの工事部門が一体になることで品質の向上が期待でき、また、工事施工上の課題を商品開発に迅速にフィードバックできるようになること

ビルメンテナンスサービスについて、当社のコントロールセンターと、セコムテクノのオンコールセンターの連携性が高まるため、機動性のあるビルメンテナンスサービスが提供でき、一層の差別化につながる

意思決定及び戦略実行のスピードを加速させることができること

当社とセコムテクノの各営業部門を一体化させることで、営業チャネルの相互活用をはじめとする機動的で、かつ、柔軟性を持った営業展開を図ることができること

当社グループ全体としての、商品開発・マーケティング・本社機能などに関する人材の有効活用等、経営資源の最適化を図ることができること

上場維持コストなどの負担軽減と、親子上場に係る潜在的な利益相反問題の可能性を排除できること



なお、当社は、本合併後も、オンライン・セキュリティシステムの構築に係る取付工事を中心とする工事関連部門並びにビルメンテナンス事業部門として自主性を重視した組織体制を維持し、設置工事事業の特性や、運営・体制の優れた点を十分に活かした経営に留意の上、当社グループの中心であるセキュリティサービス事業の強化を図り、また設置工事事業・ビルメンテナンス事業の品質の更なる向上を図る所存です。

(3) 当該吸収合併の方法、吸収合併消滅会社となる会社の株式1株に割り当てられる吸収合併存続会社となる会社の株式の数その他の財産の内容その他の吸収合併契約の内容

吸収合併の方法

当社を存続会社とする吸収合併方式で、セコムテクノは解散します。

吸収合併消滅会社となる会社の株式1株に割り当てられる吸収合併存続会社となる会社の株式の数その他の財産の内容

	当社 (吸収合併存続会社)	セコムテクノ (吸収合併消滅会社)
合併に係る割当ての内容	1	0.85

(注1) 株式の割当比率

セコムテクノの普通株式1株に対して、当社の普通株式0.85株を割当交付します。ただし、当社が保有するセコムテクノの普通株式及びセコムテクノが保有する自己株式については、本合併による株式の割当ては行いません。

(注2) 本合併により交付する株式数

当社は、本合併に際して、本合併により当社がセコムテクノの発行する普通株式(ただし、当社及びセコムテクノが保有するセコムテクノの普通株式を除きます。)の全てを取得する時点の直前時(以下「基準時」といいます。)のセコムテクノの株主の皆様(ただし、当社及びセコムテクノは除きます。)に対して、その有するセコムテクノの普通株式1株につき、当社の普通株式0.85株の割合をもって当社の普通株式を割当交付します。また、当社が本合併により交付する株式は、全てその保有する自己株式にて対応する予定であり、本合併における割当てに際して当社が新たに普通株式を発行する予定はありません。なお、当社の交付する普通株式総数は、基準時までにはセコムテクノが保有することとなる自己株式数(本合併に関して行使される会社法第785条第1項に定める反対株主の株式買取請求に係る株式の買取りによって取得する自己株式を含みます。)等により今後修正される可能性があります。

## その他の吸収合併契約の内容

平成23年5月11日付で締結した合併契約書の内容は次のとおりです。

### 合併契約書

セコム株式会社（住所：東京都渋谷区神宮前一丁目5番1号。以下「甲」という。）及びセコムテクノサービス株式会社（住所：東京都中野区弥生町五丁目6番11号。以下「乙」という。）は、甲と乙との合併（以下「本合併」という。）に関し、平成23年5月11日（以下「本契約締結日」という。）、以下のとおり合併契約（以下「本契約」という。）を締結する。

#### 第1条（合併の方法）

甲及び乙は、甲を吸収合併存続会社、乙を吸収合併消滅会社として合併し、甲が乙の権利義務の全部を承継する。

#### 第2条（本合併に際して交付する株式の数及びその割当てに関する事項）

1. 甲は、本合併に際して、効力発生日前日の最終の乙の株主名簿に記載又は記録された株主（甲、乙及び会社法第785条第1項の規定に基づきその有する株式の買取りを請求した乙の株主を除く。以下「本割当対象株主」という。）に対して、その有する乙の株式に代わり、本割当対象株主が保有する乙の普通株式の合計数に0.85を乗じて得た数の甲の普通株式を交付する。
2. 甲は、本合併に際して、本割当対象株主に対して、その有する乙の普通株式1株につき、甲の普通株式0.85株の割合をもって甲の普通株式を割り当てる。なお、この計算の結果、本割当対象株主に対して交付しなければならない甲の普通株式の数に1株に満たない端数が生じる場合には、会社法第234条その他関係法令の規定に従い処理するものとする。

#### 第3条（資本金及び準備金等の額に関する事項）

本合併により増額する甲の資本金及び準備金の額は、次のとおりとする。ただし、効力発生日に至るまでの間における事情の変更により、甲及び乙が協議し合意の上、これを変更することができる。

- |           |     |
|-----------|-----|
| (1) 資本金   | 金0円 |
| (2) 資本準備金 | 金0円 |
| (3) 利益準備金 | 金0円 |

#### 第4条（効力発生日）

効力発生日は、平成23年7月1日とする。ただし、合併手続進行上の必要性その他の事由により必要な場合には、甲乙協議し合意の上、これを変更することができる。

#### 第5条（簡易合併・略式合併）

甲は、会社法第796条第3項の規定に基づく簡易合併の手続により、乙は、同法第784条第1項の規定に基づく略式合併の手続により、それぞれ株主総会の決議による承認を受けずに本合併を行うものとする。

#### 第6条（善管注意義務）

甲及び乙は、本契約締結後、効力発生日に至るまで、それぞれ善良なる管理者の注意をもってその業務の執行及び財産の管理、運営を行い、重要な財産又は権利義務に重大な影響を及ぼす行為については、あらかじめ甲乙協議のうえ、これを行う。

#### 第7条（合併条件の変更及び本契約の解除）

本契約締結日以降効力発生日に至るまでの間に、甲若しくは乙の財産状態若しくは経営状態に重大な変動が生じた場合、本契約に従った本合併の実行の支障となりうる重大な事象が発生若しくは判明した場合、又はその他本契約の目的の達成が著しく困難となった場合には、甲及び乙は、速やかに誠実に協議し合意の上、本契約を変更又は解除することができるものとする。

#### 第8条（協議事項）

本契約に定めるもののほか、本合併に関し必要な事項は、本契約の趣旨に従い、甲乙協議の上、これを定めるものとする。

本契約の締結を証するため、本契約を2通作成し、甲乙記名捺印の上、各1通を保有する。

平成23年5月11日

甲： 東京都渋谷区神宮前一丁目5番1号  
セコム株式会社  
代表取締役社長 前田 修司

乙： 東京都中野区弥生町五丁目6番11号  
セコムテクノサービス株式会社  
代表取締役社長 坂本 正治

#### (4) 吸収合併に係る割当ての内容の算定根拠

##### 算定の基礎

本合併に係る合併比率（以下「本合併比率」といいます。）については、その公正性を担保することを目的として、当社及びセコムテクノがそれぞれ別個に合併比率の算定を第三者算定機関に依頼することとし、当社は両社から独立した第三者算定機関としてのフィナンシャル・アドバイザーである野村証券株式会社（以下「野村証券」といいます。）を、セコムテクノは両社から独立した第三者算定機関として有限責任監査法人トーマツ（以下「トーマツ」といいます。）をそれぞれ第三者算定機関として選定しました。

野村証券は、当社については、当社が金融商品取引所に上場しており、市場株価が存在することから、市場株価平均法（平成23年5月9日を基準日として、東京証券取引所市場第一部における当社の普通株式の、直近6ヶ月間の終値平均値、直近3ヶ月間の終値平均値、直近1ヶ月間の終値平均値、直近1週間の終値平均値及び基準日終値を基に分析しております。）を採用して算定を行いました。

セコムテクノについては、セコムテクノが金融商品取引所に上場しており、市場株価が存在することから、市場株価平均法（平成23年5月9日を基準日として、東京証券取引所市場第二部におけるセコムテクノの普通株式の、直近6ヶ月間の終値平均値、直近3ヶ月間の終値平均値、直近1ヶ月間の終値平均値、直近1週間の終値平均値及び基準日終値を基に分析しております。）を、また、セコムテクノには比較可能な上場類似会社が複数存在し、類似会社比較法による株式価値の類推が可能であることから類似会社比較法を、それに加えて将来の事業活動の状況を評価に反映するためディスカунテッド・キャッシュ・フロー法（以下「DCF法」といいます。）を、それぞれ採用して算定を行いました。なお、セコムテクノの事業計画においては、大幅な増減益は見込んでおりません。

当社の普通株式1株当たりの株式価値を1とした場合の評価レンジは、以下のとおりとなります。

市場株価平均法 : 0.78 ~ 0.87

類似会社比較法 : 0.57 ~ 0.81

DCF法 : 0.81 ~ 1.30

一方、トーマツは、当社については、当社が金融商品取引所に上場しており、市場株価が存在することから、市場株価法（平成23年5月9日を算定基準日とし、東京証券取引所市場第一部における当社普通株式の、平成23年2月9日（本公開買付け開始の日）から算定基準日までの終値平均値、直近1ヶ月間の終値平均値、直近1週間の終値平均値及び基準日終値を基に分析しております。）を採用して算定を行いました。

セコムテクノについては、セコムテクノが金融商品取引所に上場しており、市場株価が存在することから、市場株価法（平成23年5月9日を算定基準日とし、東京証券取引所市場第二部におけるセコムテクノ普通株式の、平成23年2月9日（本公開買付け開始の日）から算定基準日までの終値平均値、直近1ヶ月間の終値平均値、直近1週間の終値平均値及び基準日終値を基に分析しております。）を、また、それに加えて、将来の事業活動の状況を算定に反映するため、DCF法を採用して算定を行いました。なお、セコムテクノの事業計画においては、大幅な増減益は見込んでおりません。

当社の普通株式1株当たりの株式価値を1とした場合の評価レンジは、以下のとおりとなります。

市場株価法	0.84 ~ 0.88
DCF法	0.84 ~ 0.94

算定の経緯

当社及びセコムテクノは、それぞれの第三者算定機関から提出を受けた合併比率の算定結果を参考に慎重に検討し、また、本合併に先立って行われた本公開買付けの諸条件及び結果並びに当社の普通株式の市場株価水準その他の諸要因を勘案した上で、セコムテクノの普通株式の評価については、本公開買付けの買付価格と同一の価格を基準として両社間で交渉・協議を重ねました。その結果、当社及びセコムテクノは、本合併比率は妥当であり、それぞれの株主の利益に資するものであるとの判断に至ったため、本合併比率により本合併を行うことにつき、本書提出日に開催された当社及びセコムテクノの取締役会において決議し、両社間で本合併契約を締結しました。

なお、本合併比率は、本合併契約に従い、算定の基礎となる諸条件に重大な変更が生じた場合には、両社間で協議の上変更することがあります。

算定機関との関係

当社の第三者算定機関である野村證券及びセコムテクノの第三者算定機関であるトーマツはいずれも、当社及びセコムテクノの関連当事者には該当せず、本合併に関して記載すべき重要な利害関係を有しません。

- (5) 当該吸収合併の後の吸収合併存続会社となる会社の商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容

	吸収合併存続会社
商号	セコム株式会社
本店の所在地	東京都渋谷区神宮前一丁目5番1号
代表者の氏名	代表取締役社長 前田 修司
資本金の額	66,377百万円
純資産の額	現時点では確定しておりません。
総資産の額	現時点では確定しておりません。
事業の内容	警備請負サービスを中心としたオンライン・セキュリティサービス、現金護送及び常駐警備の提供、安全商品の販売等

- (6) 吸収合併に係る割当ての内容が当該吸収合併存続会社となる会社の株式、社債、新株予約権、新株予約権付社債又は持分以外の有価証券に係るものである場合の当該有価証券の発行者についての事項  
 該当事項はありません。